

無料  
相談

# 経営や労務管理の課題解決を サポートします！

最低賃金の引き上げが、中小企業・小規模事業者の皆さんの経営の安定や維持・継続に及ぼす影響は様々です。この事業は、賃上げに向けた経営、労務管理などの問題解決を支援するために、無料で相談に応じる厚生労働省委託事業です。

中小企業・小規模事業者の皆さまが、それぞれに抱える問題解決のために必要に応じて、専門家の派遣を行い、具体的な対応や解決方法の提案とアドバイスも行います。

## ご相談の一例

就業規則の  
手直し

退職後の  
再雇用

勤務時間等  
規定の改定

パート社員  
の処遇

給与体系の  
見直し

服務規律等  
の見直し

派遣



### 貴社のお悩みに 専門家が訪問してアドバイス

- ▶ 対象 県内の中小企業・小規模事業者
- ▶ 専門家 社会保険労務士・中小企業診断士など  
※内容と状況に応じて派遣回数を決定します

## 山梨県最低賃金総合支援センター

お問い合わせ TEL 0120-610-882

E-mail :shien@chuokai-yamanashi.or.jp

※相談内容や会社情報の秘密は厳守いたします。

開設日・開設時間/月曜日～金曜日 8:30am～5:30pm

(年末年始、祝祭日等を除く)

甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業団体中央会 内(担当 桜井・杉山)

TEL 055-237-3215 FAX 055-237-3216 ※申し込みは裏面を参照して下さい。

